

令和6年度第3回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和6年6月4日(火)

午前9時30分から

岡崎市役所 福社会館6階 大ホール

2 会議に付した議案

(1) 議案

議案第14号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第15号 特定農地貸付の承認申請(変更)について

議案第16号 農地の転用の許可の申請について

議案第17号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第18号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第19号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第20号 非農地通知交付申請について

議案第21号 農用地利用集積計画について

(2) 報告

報告第13号 現況証明願について

報告第14号 農地の転用のための届出の受理について

報告第15号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第16号 農地転用許可後の事業計画変更(5条)の承認について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、2番 木俣 壽人、3番 酒井 功二、4番 柴田 若江

5番 竹田 圭一、6番 浅岡 治徳、7番 太田 智代、8番 太田 政俊

9番 神谷 六雄、10番 酒井 美明、11番 成田 恭淑、12番 保田 眞吉

14番 内藤 成一郎、16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一

19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 市川 充、21番 小野 盛光、22番 中根 良夫、23番 太田 立身

24番 倉橋 寿樹、25番 畔柳 雅人、26番 柴田 享、27番 原田 隆志

28番 太田 昌宏、29番 高木 政昭、30番 八田 導英、31番 加藤 良則

32番 畔柳 則宏、33番 新家 和義、34番 新實 文夫、36番 鈴木 安光

37番 山口 和雄、38番 山内 隆一

4 欠席委員

13番 加藤 健一、15番 二村 誓也、35番 阿部田 光春

5 出席事務局職員等

- (1) 農業委員会事務局 事務局次長、総務係係長、主事
- (2) 農務課 主査

6 議事の内容

会長：それでは、ただ今から農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は13番の加藤 健一委員と15番の二村 誓也委員と35番の阿部田 光春委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは4番柴田 若江委員と5番の竹田 圭一委員をお願いいたします。それでは議事にしがいて、議案第14号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って6件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。なお、申請番号10番、14番においては、山内委員が申請代理人となってみえます。そちらについては後程審議いたしますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見を申し上げます。

太田(智) 委員：申請番号9番 調査年月日は令和6年6月1日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

山内 委員：申請番号11番 調査年月日は令和6年6月2日。本案件は、申請地の近くの空き家を取得することになり、移住に合わせて申請地を譲り受け農業に励んでいきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

山口 委員：申請番号12番 調査年月日は令和6年5月31日。本案件は、2年程前から農地法の手続きをとらずに借りて耕作していたが、今回は正し適正に借り受けたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号13番 調査年月日は令和6年5月31日。本案件は、譲渡人が高齢で今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していき

いというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

酒井(功) 委員：面積要件の撤廃により、小規模の農地取得が増えたが、取得者に対して今後の農地拡大意思は確認していますか。また、どの程度拡大意思のある方がいるのか、拡大意思がある方に対して農地バンクを進める体制を整えているのか教えてください。

事務局：3条の取得についてはまず、申請地をしっかりと耕作してもらうことを優先しており、そのうえで、申請者がより耕作面積を増やしていきたいということであれば農地バンクを案内しております。しかし、農地バンクについては制度上貸し手と借り手のマッチングを行うのみのため、その後、権利の設定まで行われるケースはそこまで多くはありません。

酒井(功) 委員：今後も3条取得と農地バンクの利用をうまく活用できる体制の構築をお願いします。

事務局：はい。十分に周知させていただきます。

会長：ありがとうございました。その他御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に申請番号10番、14番の報告及び審議とするため、山内委員には一度退出していただきます。

(山内委員退出)

会長：それでは、申請番号10番、14番について、調査担当委員の意見ををお願いします。

鈴木(泰) 委員：申請番号10番 調査年月日は令和6年5月30日。本案件は、申請地の近くの空き家を取得することになり、移住に合わせて申請地を譲り受け農業に励んでいきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

山口 委員：申請番号 14 番 調査年月日は令和 6 年 5 月 31 日。本案件は、17 年程前から農地法の手続きをとらずに借りて耕作していたが、今回是正し譲り受けたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。それでは、山内委員には入室していただきます。次に、議案第 15 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(特定農地貸付の承認申請(変更)について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

石川 委員：申請番号 1 番 調査年月日は令和 6 年 5 月 28 日。承認申請者の氏名は別紙議案書記載のとおりです。申請地は阿知和の工業団地に関係して拡げたいという橋のたもとにある農地です。令和 4 年に市の道路拡幅工事の問題が出てきまして、市民農園となっている農地の一部を工事に使うため区画割の変更をしたいという事で申請がされました。工事の終了に伴い、減少した区画を元に戻すものでございます。周辺農地への農業上の利用に支障を及ぼさないかについては適正です。募集及び選考の方法は公正かつ適正であります。貸付規程に規定されている期間等が特定農地貸付の適正かつ円滑な実施を確保するのに有効なものです。よって、調査員総合意見は承認といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、承認するものとします。次に、議案第 16 号を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って2件説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。なお、申請番号4番においては、山内委員が申請代理人となってみえます。そちらについては後程審議いたしますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見ををお願いいたします。

酒井(美) 委員：申請番号3番 調査年月日は令和6年5月26日。申請地は先代の頃より通路敷地として長年利用してきた土地であり、地目が畑であることを知らなかったということで、後継者が始末書を添付し是正をするものです。現場を確認した結果、特に問題になるような項目は無く、調査員総合意見として可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に申請番号4番の報告及び審議とするため、山内委員には一度退出していただきます。

(山内委員退出)

会長：それでは、申請番号4番について、調査担当委員の意見ををお願いします。

片岡 委員：申請番号4番 調査年月日は令和6年6月2日。申請地は山間で耕作困難なことや、獣害で作物の収穫ができないため、植林して山林として管理していきたいというものです。現場を確認した結果、周囲はすでに山林化しており、特に問題になるような項目は無く、調査員総合意見として可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。それでは、山内委員には入室していただきます。次に、議案第 17 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 11 件説明を行った) 番号 22 番について事務局より補足説明をさせていただきます。こちらの申請は、残土処分によって田を嵩上げし、畑にする一時転用となります。議案書にありますとおり、転用面積が 2 ヘクタールを超えることから、今回、調査担当委員の石川委員の他、木俣委員と酒井委員にも同席をしていただき、委員 3 名と事務局、転用事業者による現地立ち会いを実施し、転用計画等について事業者より説明を受けております。その際、委員から事業者に対し、転用許可後に残土処分を始める際には近隣の学校等へ事前に連絡を入れるなど、事故等がないよう慎重に工事を行うことなどを指示しております。また、河川道路と同じ高さに嵩上げすることに対し、愛知県へ河川法に係る許可申請をしておりますが、西三河建設事務所に照会し、許可の見込みであることを確認しております。事務局からの補足説明については以上です。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。なお、申請番号 31 番、32 番においては、山内委員が申請代理人となってみえます。そちらについては後程審議いたしますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見ををお願いいたします。

石川 委員：申請番号 22 番 調査年月日は令和 6 年 5 月 28 日。本案件は、自社受注工事の建設残土の受入地を選定していたところ、高低差のある申請地で地権者との利害が一致したため、一時転用し残土処分を行いたいというものです。調査の結果、地主全員が賛同していることを確認しており、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

木俣 委員：申請番号 23 番 調査年月日は令和 6 年 5 月 28 日。本案件は、現在社宅で生活しているが、家財等が増え手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 24 番 調査年月日は令和 6 年 5 月 31 日。本案件は、現在医院を運営しているが、息子と一緒に運営することとなり、現在の施設では手狭になるため、申請地に診療所を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 25 番 調査年月日は令和 6 年 5 月 31 日。本案件は、隣地に建築予定中である医院に対し、処方箋を供給する必要があるため、申請地に調剤薬局を建築したいとい

うものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

柴田(若) 委員：申請番号 26 番 調査年月日は令和 6 年 5 月 17 日。本案件は、自社受注の残土処分先を探していたところ、高低差があり湿地状態となっている申請地で地権者との利害が一致したため、一時転用し残土処分を行いたいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

成田 委員：申請番号 27 番 調査年月日は令和 6 年 5 月 30 日。本案件は、現在賃貸住宅で生活しているが、家財等が増え手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 28 番 調査年月日は令和 6 年 5 月 31 日。本案件は、現在賃貸住宅で生活しているが、家財等が増え手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 29 番 調査年月日は令和 6 年 5 月 31 日。本案件は、現在歯科医を営んでいるが、建物の老朽化により建て替えを計画しており、その間診療する場所が必要なため、申請地に歯科診療所を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

原田 委員：申請番号 30 番 調査年月日は令和 6 年 5 月 24 日。本案件は、建設土木業を営んでおり、この度、岡崎市内の道路工事を行うにあたり、資材置場が不足するため、申請地を資材置場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。ただし、申請番号 22 番については、一団の転用面積が 3,000 m²を超えるものであるため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聞いたのち、許可するものとします。次に申請番号 31 番、32 番の報告及び審議とする

ため、山内委員には一度退出していただきます。

(山内委員退出)

会長：それでは、申請番号 31 番、32 番について、調査担当委員の意見ををお願いします。

新實 委員：申請番号 31 番 調査年月日は令和 6 年 5 月 27 日。本案件は、従業員用の寄宿舍が不足してきたため、寄宿舍の増設を現在借りている駐車場で行うことに伴い、駐車場の移転が必要となったため、申請地を駐車場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

山口 委員：申請番号 32 番 調査年月日は令和 6 年 5 月 31 日。本案件は、新規で薪の生産・販売事業を行うにあたり、薪の保管場所や作業場所が不足するため、申請地を資材置場、作業場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。それでは、山内委員には入室していただきます。次に、議案第 18 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って 2 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

竹田 委員：申請番号 1 番 調査年月日は令和 6 年 5 月 24 日。本案件は、申出事由の生じた方が、死亡により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

太田(昌) 委員：申請番号2番 調査年月日は令和6年5月24日。本案件は、申出事由の生じた方が、病気をされ体調不良により農業に従事することができなくなったことによるものです。対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものといたします。次に、議案第19号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って3件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

保田 委員：申請番号3番 調査年月日は令和6年5月31日。本案件は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、自作により農業を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りを行ったところ、申請地について農地の耕作がされていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可といたします。

高木 委員：申請番号4番 調査年月日は令和6年5月28日。本案件は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、自作により農業を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りを行ったところ、申請地について農地の耕作がされていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号5番 調査年月日は令和6年5月28日。本案件は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、自作により農業を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りを行ったところ、申請地について農地の耕作がされていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:全員賛成と認め、証明するものいたします。次に、議案第20号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局:(非農地通知交付申請について、議案書に沿って2件説明を行った)

会長:ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。なお、申請番号3番、4番においては、山内委員が申請代理人となってみえますので、山内委員には一度退出していただきます。

(山内委員退出)

会長:それでは、申請番号3番、4番について、調査担当委員の意見をお願いします。

片岡 委員:申請番号3番 調査年月日は令和6年6月2日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

鈴木(泰) 委員:申請番号4番 調査年月日は令和6年5月30日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長:ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:全員賛成と認め、非農地と認定し、通知するものいたします。それでは、山内委員には入室していただきます。次に、議案第21号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局:(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った)

会長:ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:全員賛成と認め、決定するものといたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局:(以下について、報告書に沿って説明を行った)

現況証明願について	4件
農地の転用のための届出の受理について	10件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	27件
農地転用許可後の事業計画変更(5条)の承認について	1件

会長:本件につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

- 午前 10 時 30 分終了 -

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員(4番)

岡崎市農業委員会委員(5番)